

## 平成 30 年度第 2 回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会

日 時：平成 30 年 5 月 24 日（木）午後 2 時 00 分から  
場 所：国分寺市役所第 1 庁舎 3 階 第 1 ・ 2 委員会室  
出席委員：内藤会長・富士川副会長・和地委員・高橋委員・谷田委員・藤巻委員・知念委員・日向委員・小坂委員・中村委員・山本委員・若林委員・田端委員・新藤委員  
事務局：鈴木健康部長・大庭保険年金課長・大谷健康推進課長・久保国民健康保険係長・吉澤・大岩

会長 それでは、ただいまから平成 30 年度第 2 回国民健康保険事業運営協議会を開催いたします。よろしくお願ひいたします。

本日の出席に関して事務局からお願ひいたします。

事務局 本日の出席についてご報告いたします。出席人数報告、欠席 2 名です。したがいまして、運営に関する協議会規則第 7 条の規定により、委員総数 16 名の 2 分の 1 の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。また会議録署名委員につきましては、今回は藤巻委員、谷田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。また、事務局のほうですけれども、健康部長が公務のため遅参という形になります。また、本日から健康推進課長が参りまして、保健事業に関することについては、いろいろ皆さんと協議させていただくということでございます。以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。それでは、本日の開催に当たりまして、資料につきまして、事務局からお願ひします。

事務局 資料の確認等について説明させていただきます。まず先日郵送しました書類をごらんいただきたいのですが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、資料をごらんください。事前配付の資料といたしまして、資料 1 「多摩 26 市他保険者の平成 30 年度国民健康保険税課税（料）率等の比較」、裏面にも印刷があるものでございます。それから資料 2 「赤字解消計画（平成 29 年度策定分）の策定時における赤字解消年数の考え方一覧」でございます。お配りさせていただきました資料は全てございますでしょうか。

次に注意点について説明させていただきます。ご発言の際には机上にございますマイクのトーキボタンを押していただいてからお名前を述べていただき、その後ご発言をお願いいたします。ご発言後にはトーキボタンをもう一度押していただいて、マイクをお切りください。当協議会は会議を原則公開、資料及び議事録も原則として公開しており、皆様のご発言を正確に記録させていただく上でも、ご協力をよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

会長 では、前回質問がありました課税限度額について、事務局から再度ご説明をお願いします。

事務局 濟みません、ご説明に入る前に資料の修正が1点ございますので、資料をお配りいたします。前回お配りいたしました多摩地域の保険者の保険料率の一覧です。課税限度額とは直接関係ないのですけれども、36番あきる野市、こちらの基礎課税（賦課）分ですね、平等割1万800円、こちらが漏れていましたので追記いたしました。

資料の修正は以上でございます。

事務局 では、前回資料の訂正についてはそういうことでございます。まず最初に課税限度額のことについてご説明します。個々の課税限度額について、前回さまざまご質問をいただきました。当日即答できなかった部分も含めて再度ご説明いたしたいと思います。

個々の課税限度額の医療分、基礎分のみの今回は54万円から4万円引き上げて58万円にしたいというものです。国保税は医療費分以外に後期高齢者支援分、介護分がございますが、後期高齢者支援分19万円、介護分16万円については、そのまま据え置くことになります。課税限度額を引き上げることで影響を受ける方は、1人世帯で給与収入1,400万円以上の高所得者の方で、試算では影響を受ける世帯数は258世帯、968万円の増加となります。

今、お配りした資料のうちもそうですけれども、前回の資料で31年度からの課税限度額引き上げを予定している市は、国立市、西東京市、小平市、清瀬市の4市となります。前回の調査時において動向が未定だった4市については聞き取りを行いました。その4市というのが、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市でございます。

まず武蔵野市につきましては、国民健康保険運営協議会の諮問はこれから予定であると。31年度から改定予定、上限の4万円を引き上げる予定だということでございます。

次に三鷹市につきましては、運営委員さんの任期が今、切れている最中だということで、6月末に第1回開催の運営で諮問をする予定であると。現時点では未定でありますけれども、大体三鷹市の場合、過去は1年遅れで限度額まで引き上げているということでございます。

府中市は、昨年限度額及び税率について改正しているので、そのため現在未定。運営にも未諮問という形になっています。

次に調布市です。運営協議会のほうから課税限度額引き上げの答申は既にもらっていると。31年度改定に向けて準備中、引き上げ額の限度額4万円との回答を得ています。

また課税限度額を4万円まで引き上げる理由として、国保財政については過去にもご説明しているように、決して財政的に余裕がないことが理由として挙げられます。また市の姿勢としても地方税法の限度額まで引き上げるとなります。

先ほどもご紹介しましたように、他市においても限度額まで引き上げている市がほとんどということもつけ加えさせていただきます。課税限度額と対になる低所得者対策も専決処分を行っている関係上、税の公平性という観点から課税限度額を限度額いっぱいまで引き上げたいと事務局は考えます。

以上でございます。

会長 ありがとうございました。今、事務局から課税限度額の説明がありました。それに対して皆さんご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。なければ次に進めさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

では、市の提案どおり限度額を引き上げることでよろしいでしょうか。よろしければ市の提案どおり、限度額について引き上げる方向でいきたいと思うので、よろしいでしょうか。ご異議ございませんので、そうさせていただきます。

では、限度額については引き上げるという方向で進めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

では、事務局、何かございますか。

事務局 それでは、課税限度額を引き上げることについて、前回もご議論いただきましたし、今回も説明させていただきました。その中で反対意見等はございませんので、前回の答申案を参考として配付させていただきたいと思います。今、配付いたします。

会長 今、事務局のほうから答申案が配付されました。では、事務局よりご説明をお願いします。

事務局 今、お配りしたのは、前回の課税限度額引き上げ時の答申書になります。これに基づいて答申書以下の部分について、朗読させていただきます。

答申書、平成 28 年 8 月 18 日付諮問第 1 号により諮問があった国民健康保険税の課税限度額について、下記のとおり答申いたします。

記、当運営協議会は、本市国民健康保険税の課税限度額の状況及び地方税法施行令の改正、また課税限度額改定による影響額などについて、市からの説明を受け審議を行った。審議の結果、税負担の公平性の観点から低所得者への負担軽減の措置がすでに講じられていること、また国民健康保険税の課税限度額を定める地方税法施行令が改正され、低所得者負担減との均衡からこれを踏まえた改定が必要であり、本市国民健康保険税の課税限度額について、諮問のとおり医療分課税額を 52 万円から 54 万円に、後期高齢者支援金等課税額を 17 万円から 19 万円に改定することは妥当と考えるということでございます。

これは前回の部分ですので、前回については医療分、基礎分と後期高齢者支援金分が引き上げになったということでございますが、今回お願ひしているものについては、先ほどご説明申し上げたとおり、医療分だけが 54 万円から 4 万円引き上げて 58 万円にさせていただくということでございます。

説明は以上でございます。

会長 ありがとうございました。事務局より答申案を読み上げましたけれども、答申案の文面についてご意見ございますか。

富士川委員 これに低所得者のことに関しては書いてあるのですけれども、医療費は必要なものも上がっているというところは、記入する必要はないのでしょうか。使う分も上がってしまっているからということは、低所得者のことだけに絞って書いてあるのですけれども、上げる理由としてそれだけに絞ったものでいいのかなと。

事務局 確かに副会長がおっしゃるとおりの部分がございますけれども、実態を申し上げると、被保険者数が減少しているということが考えられます。医療費についても減少しているのです。ただ上がっているのは、1人当たり医療費が上がっていると。これにつきましては、市だけに限らず東京都全体がそういう傾向にあるということでございますので、その辺も加味して医療費分の上昇ということを入れる部分について、ご議論いただければと考えます。

藤巻委員 ここ下から5行目あたりですけれども、「低所得者負担減との均衡からこれを踏まえた改定が必要であり」、こういう文章は必要なのでしょうか。均衡というのはよく意味がわからないのですけれども、均衡というのは片方を下げたらもう片方も下げるというのが均衡でしようけれども、これは結局幅が広がるわけですよね。だから、「負担減との均衡から」というのが必要なのかどうかというのちよつと。むしろ周囲の市の、他市との状況を鑑みてとか、何かそういうことなのでしょう。「低所得者負担減との均衡からこれを踏まえた改定が必要であり」ということについて、ちよつとよくわからないのですけれども、これをちよつと説明していただけませんか。

事務局 今、いただいた意見はまた事務局のほうで揉みますけれども、基本的には取る方向で。今、藤巻委員からご発言いただいた他の市状況を鑑みてという部分もニュアンス的に入れさせていただきたいなと考えてございます。

藤巻委員 ちよつと納得というかよくわからないので、これは取るのですか、削除する。わかりました。

会長 ほかの方はよろしいですか。この答申書にもう少し何か皆さんでご意見がありましたらいただきたいと思います。ご意見がなければよろしいでしょうか。課税限度額の答申の文言は、修正させていただいて、最終的には会長一任ということで事務局とつめさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。では、そのようにさせていただきますので、事務局、よろしくお願ひします。

続きまして、国保税の改定について事務局からお願ひします。

事務局 事前に郵送いたしました資料に基づいてご説明を申し上げます。送付しました資料1をお願いいたします。こちらは平成30年度、今年度の多摩26市の国民健康保険税率の一覧となっております。右側が前回協議会でお配りしたモデルケースごとの保険料の比較となっております。モデル1は25歳単身世帯、給与収入98万円の場合です。均等割額が7割軽減される世帯なのですけれども、国分寺市では1万2,000円、こちらにつきましては、26市の中で高いほうから4番目の水準となっております。最高額が東村山市と東久留米市の1万3,600円、国分寺市と比較して1,600円の差、最低額が府中市の8,900円、国分寺市と3,100円の差となっております。モデル2は4人世帯、夫の所得が399万4,000円、妻の所得が33万円、子ども2人の場合。こちらの国分寺市は42万2,700円、26市中25番目の水準となっています。最高額が立川市の56万900円、国分寺市との差が13万8,200円、最低額が府中市の40万4,500円、こちらは国分寺市と1万8,200円の差となつ

ております。モデル3は2人世帯、夫の所得が120万円、妻の所得が7万円の場合です。国分寺市では14万4,400円、こちらは26市中17番目の水準となっております。最高額が立川市の17万4,700円、国分寺市との差は3万300円です。最低額が府中市の12万1,300円、国分寺市とは2万3,100円の差となっております。

一番下に20年で赤字を解消した場合、つまり標準保険料率まで持つていった場合、15年の場合、10年の場合とモデルケースごとの税額を記載しております。

こちらの裏面をお願いいたします。裏面に記載しておりますのは、20年、15年、10年で赤字を解消する場合、標準保険料率まで値上げした場合のモデルケースごとの税額を載せております。この税率改定については、我々としては3年に1回の見直しが妥当ではないかと考えています。理由は2点ございまして、1点目が介護保険料の見直しが3年に1回とされております。この見直しは平成30年度に行われておりますので、国民健康保険税は31年から3年ごとにすると、介護保険と一緒に上がることがなくなる。これが1つ目です。

それともう1点が、皆様方運営協議会の任期なのですけれども、皆様は2年間の任期とされていますけれども、次回からは3年間という法改正が行われております。なので任期中1回の改定がよろしいのではないかと考えております。

次に3年に1度の改定とした場合の1回当たりの改定額です。上段の20年で解消とした場合、平成49年において標準保険料率となります。この場合1回当たりの改定額は、モデル1では500円、モデル2では3万円、モデル3では8,000円です。これを7回繰り返して標準保険料率まで持つていく形になります。中段の15年で解消した場合、こちらは43年度に標準保険料率となります。1回当たりの改定額はモデル1で700円、モデル2で4万2,000円、モデル3で1万1,000円です。同様に10年の場合は、モデル1で900円、モデル2で5万2,500円ほど、モデル3で1万4,000円ほどになります。

続きまして、資料2です。こちらは今年の3月時点で赤字解消に関する期間についての聞き取り調査の結果です。それぞれの市の事情もありますので、市の名前は伏せさせていただいております。またこれは3月現在ですので、その後各市運営協議会にお諮りしていることもあると思いますので、状況は変わっているものと考えておりますけれども、3月時点ではこういった形になっておりました。国分寺市は一番下の「赤字解消の期間を定めていない市」に該当しておりました。その下の表については、平成30年度において国民健康保険税の税率改定の有無についてになります。税率改定を行った市が21市、行っていない市が5市となっております。市といたしましては、いずれ赤字を解消する、つまり標準保険料率まで改定をする必要があると考えておりますけれども、市民生活への影響を考慮いたしまして、20年間かけて標準保険料率まで持つていくのが妥当ではないかと考えております。

事務局からは以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局 前回、副会長のほうからお話がありました課税限度額ではなくて、税そのものを

改定する場合の国立市と小平市の状況を聞いてほしいという話を承っておりますので、ご報告させていただきます。

まず国立市ですが、平成30年度は保険税は上げてございません。今後の動向ですけれども、医療費適正化等を国立市もやっているので、その動向と30年度決算の動向を見ながら今後調整していくということで、解消年については現在未定という形になってございます。

続きまして小平市につきましては、平成30年度に国民健康保険税を自然上昇分のみ上げているという話を聞いております。また赤字解消計画の年数については、まだ連協にも諮っていないので未決定ということでございます。

追加の補足でございました。事務局からは以上です。

会長 ありがとうございました。では、国保税の改定について皆さんからご意見をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

知念委員 資料2のほうなのですけれども、6年間、10年間、12年間とそれぞれ該当市があるのですけれども、6年間でどれぐらいの赤字を解消するとか、20年間でどれぐらいの赤字を解消するとかわかるのでしょうか。

事務局 これにつきましては、各市によって赤字の金額が違いますので、29年度策定分のときには、まだ29年度決算が出ていなかったということもありますので、そこについては必要であれば次回、資料としてお渡ししたいと思います。ただ一番短い6年間で赤字を解消するというところにつきましては、国から示されている赤字解消計画というのがあるのですけれども、そちらが30年度から6年間というのが一番短いスパンになっているということで、そこをもとにして計画するという市でございます。

以上でございます。

知念委員 1年間にどれぐらいずつ税を上げていくかというのがわからぬと、これは資料として意味がないのではないかと。

事務局 資料1の各市の状況を見ていただいてもわかると思うのですけれども、各市の税率はかなりまちまちです。現時点での税率も違いますので、当然そこから解消する赤字の額というのも変わってくる状況であります。

知念委員 今の質問なのですけれども、例えばモデル2を当てはめて2万円ずつぐらいい負担を上げていって6年で解消するのか、10万円ずつ上げて6年で解消するのか、そういうのがわかったほうがこの資料的には参考になるのではないかと思います。ただ国分寺市が2万円ずつ20年間で2万9,986円ずつ上げていくという根拠が他市との状況を鑑みて妥当だろうという資料だったらいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

事務局 1回当たりの上げ幅を他市と比べるようなイメージということですか。

知念委員 要するに多摩地域で国分寺市は、国保税の上げ方が他市と比較して標準的であったら国保に加入する方たちも納得できると思うのですけれども、他市と比較して非常に高かったらやはりなかなか受け入れられないと思います。ということで、もうちょっと具体的に期間というよりは、幾らずつ上げていけば妥当かというほうが加入者の人たちは納

得しやすいのではないでしようか。

事務局 今回、20年、15年、10年で解消するというものについても、現行の保険料率と標準保険料率の差を何年で埋めていくかという形で表示しているのですけれども、そうすると各市の標準保険料率と現行の保険料率を例えば20年で解消した場合の上げ幅を比べていいけばよろしいでしようか。

富士川委員 多分払うほうとしてみれば、何パーセントと言われても、うちでは何パーセント上がったからと言われてもあまりピンとこないと思うのですよね。金額が上がるというほうがやはり実感としてわいてくると思うので、幾らぐらいずつみんなが上がっていつてというのが、ほかの市との区別で同じぐらいの上がり方なのかなとか、そういうのがわかるといいのかなということじゃないかと思うのですけれども、パーセントでは同じぐらいでも、金額として何十倍も違うかもしれないし、何倍も違うかもしれないのですが、そこがちょっとわからないと、どうなのかということだと思うのです。

事務局 確認になるのですけれども、今いただいている資料というのは、20年で横並びにするのではなくて、6年で解消するところは6年の上げ幅とか、そういうことになりますか。それとも一律に20年で。

富士川委員 ほかの市ではどれぐらいのパーセントで上げていくかとか、20年でいくのかはまだ決まっていないのですけれども、6年で上げるところはどれぐらいずつ上がっててしまう予定なのか、パーセントの金額で。うちはそれをそろえると、どれぐらい上がってしまうのかという比較が知りたいところではないでしょうか。

山本委員 この標準保険料率というのが、国分寺は6.89という数字が出されて、これは都から指示されているということですね。だからほかの市というのは、この標準が幾らかというのがわからないと比較しようがないのです。国分寺だけは6.89という数字がわかっています。例えば立川は幾らなのか。そこを伺わないと幾ら上がっていくのかというのを、他の市と比べて国分寺は上がる率がどうなのかという分析ができないと思います。だからいきなり国分寺の数値だけが来ているだけで。

事務局 他市の標準保険料率もということによろしいでしようか。

山本委員 そうですね、いわゆる立川あたりは一番数値が多いわけですよね。だけど実際は一番数値が多いのですけれども、標準保険料率が幾らに設定されているかということを知らないと、これはあまり伸びていない数値だったら、それだけいわゆる負担額が当然高くなる。そういうことが論法的に出てくるわけですよ。

事務局 各市の現行保険料率と標準保険料率の比較といいますか、そういった資料ということによろしいでしようか。

山本委員 そうですね。要はあまりほかの市と比較してもしようがないような気がするのですよ。なぜかというと、東京都から各市に指示の数字が来ているわけですからね。だから問題はうちが20年で解消するのか、15年で解消するのかという、そういうことを被保険者の負担が少なくなつて実効性があることを考えなければいけないということになるかと

思います。

もう1つは、資料2を見ますと、これはデータ的に赤字解消の期間を決めていない市というのが18もある、圧倒的に多い。これが何でこんな状況なのかと。それを東京都が最長20年までの間でこれを解消しろというような指示なのか、期間は別に決めていないから限度期間は各市で勝手に決めなさいというやり方なのか、その辺も全然見えていないのですよ。だから多分こういうふうに20年、15年、10年と出てきているということは、最長でも20年で解消しろということだったら、逆に言うと、この標準数値が低いところは、20年で同じように解消するのだったら、上げたときの1段階の上げ金額というのは少なくて済むわけです。それが今度は逆に国分寺市として、市民にこういうことですからほかはこうですよというようなアナウンスの仕方でどういうふうに納得していただかか、そういうことになるかなというような気がちょっとしました。

事務局 まず標準保険料率というのは、前にもお話をさせていただいておりますけれども、市ごとに被保険者数が違います。かかっている医療費も違います。所得も違います。加入者の年齢も違うということで、それは東京都のほうが一律の表にしまして、各市ごとに全部係数をかけていって出しているものが1点目でございます。それと前のご説明に戻りますけれども、医療費については全額都からおりてくると。そのかわりに事業費納付金といふのは払わなければいけないという話になっておりまして、この事業費納付金を払わないとペナルティーがあるという話にはなっているのですけれども、その赤字解消計画につきましては、各市ごとに財政のもとになるお金が違うことがあります。国や東京都については、何年で解消しろというような提案はありません。ただし、先ほどもご説明したように急激に上げてしまうと、被保険者の負担になるという部分が1点あります。ただあまりにも長くし過ぎてもどうかなという部分もあります。今回、事務局のほうでご提案させていただいたのは、20年で赤字ではなくて標準保険料率、示されている部分、市民に対しての見える化の部分なのですけれども、この金額を合わせるということを考えております。3年に1回であれば介護保険料と合わないからいいのではないかなどというご提案でございます。

今、いただいているご意見につきましては、次回に資料のほうをそろえさせていただいてまたご検討いただくような形になると思いますけれども、今日はとりあえずお渡ししている資料で不足分がございましたら、どういう資料が欲しいということをおっしゃっていただければ次回ご用意させていただいて、また議論をしていただくというふうに事務局では考えてございます。

会長 今の事務局の説明でございますけれども、資料1に関して、これはあくまでも20年、15年、10年で解消した例を出していただいているわけです。ただ、他市のほうは出ていますので、もし必要でしたら事務局で用意していただけるということです。

新藤委員 事務局の方からご説明がありましたけれども、今回はちょっとたたき台的に20年、15年、10年という3パターンをご提示いただいているわけですけれども、資料2で既

に解消予定期間を決めている市が8市あって、この中だと10, 15, 20とありますけれども、最短で6年というのを選択している市もありますから、お手数ですけれども解消の年数がもっと多いパターンで、例えば他市で10年でやっているところがある、それから12年を選択している市がありますから、10, 12とか、何で13なのかというのがあるのでけれども、もうちょっと細かく。それと上限がないと言つていましたから、例えば25年まで引っ張つたらどうかとか、そういうのもちょっと追加でご提示いただけすると、ということだと思います。

結局のところ、これは国分寺市の問題だから、この表に出てる1回当たりの改定額、先ほどのお話で我々の任期の問題とかがあるから、料率は3年に1回改定するという前提だというお話だったので、そのときに20年解消でも3年に1回は、例えばモデル2の人は3万円上がってしまうということですよね。それを例えば10年解消でやると、5万2,500円ぐらい上がってしまうということで、着目点としてはこのように上がってしまう金額が許容できるかできないかの落としどころを、今ちょっとお願いしたもっと年数の違うパターンも比べさせていただいて、それで探っていくしかないかなという気がするのです。

それと標準保険料率の保険料が取れているのが本来望ましいと考えられるという話でしたから、それを例えば20年もかけてそこに追いつくまでには、その20年間は本来の金額より足りないわけですよね。そうするとそれは一般会計から繰り入れないといけないということで、一般の財政予算を取ってしまうというのですかね、ということになってしまふわけですよね。繰り入れるのをなるべく少なくして、なおかつ引き上げ、上げざるを得ないのだから、その上げる金額の我慢の落としどころをどうするかという、そういうことですよね。

事務局 今、おっしゃっていただいたとおりなのですけれども、当然長く年数がかかれば、お話をいただいたようにそれだけ一般会計から特別会計への繰り入れを行わなければならぬという形になってまいります。ですから先ほど6年で解消する市というのは、それは市の姿勢として、短くても被保険者に負担をかけてでも、赤字とみなされる一般会計からの繰り入れについては、そこをなくすのだという市の考え方でございます。

今、おっしゃられた資料につきましてはそろえさせていただいて、次回お渡しした上で、議論いただければと。

あともう1点なのですけれども、例えば6年とか10年とか出ていますけれども、15年以下という考え方、要するに15年より短く解消するというのは、この表を見ていただくとわかるとおり結構な負担になってしまいますけれども、こういうことって協議会としては、どういうふうに考えるかというご意見もいただければと思います。

会長 今の事務局からの説明でございますけれども、短期で取り組むのか、長期で取り組むのか、いろいろ考え方はあると思いますけれども、今、国分寺ではこの3つのケースをご提示されているわけです。

知念委員 資料1の裏面に関する質問なのですけれども、表の見方を教えていただきたい

い。先ほど、課税限度額が 58 万円になったのですけれども、これを見ていくと 60 万円を超えてますよね。それはどういうふうに考えるのでしょうか。

事務局 今回、課税限度額が見直しになっているのは、一番上の医療分だけになります。モデルケースごとの保険税率としては、医療分、後期分、介護分を加算したものになっておりますので、その違いがございます。

日向委員 同じ表でちょっと教えていただきたいのですけれども、今、例えば国分寺ですと 22%ぐらいが 65 歳以上ぐらいの人口比率じゃないかと思うのですが、あと 10 年もしないうちにたしか 35%ぐらいまでもしかして上がるという人口動態調査とか予測みたいなものに基づいているのですか、それとも 10 年後とか 20 年後も 22%ぐらいだということを前提にこの数字をつくっているのでしょうか。

事務局 今回、お示ししている資料については、この間、東京都から示された標準保険料率をそのまま 20 年後の数字と仮定してつくっております。先ほどから医療費が伸びるのではないかというお話もあるかと思うのですけれども、一方で医療費適正化計画も進めていますので、また今後団塊の世代の方々が 75 歳以上になって国民健康保険から抜けていくという事情もございます。さまざまな事情がありますので、我々としても今後どうなるかが見えてこない部分がありますので、直近の標準保険料率そのまで資料を作成してございます。

日向委員 それでは、要するにもとになっているデータは、何が使われているかがわからないということなのでしょうか。

事務局 もとになっているデータについては、東京都から示されている標準保険料率に基づいて算出しております。

谷田委員 10 年たったときに東京都から新しい数値が示されてしまう可能性もあるのですか。

事務局 標準保険料率は毎年見直しされます。ですから、今の谷田委員のお話のように 10 年後には、10 回目の改定がされている標準保険料率が示されるということになります。なぜ長期的な話をさせていただいているかという部分にちょっと触れさせていただきますと、30 年から国民健康保険が都道府県化になる制度改正がありました。まだ始まったばかりでございますので、基本的には標準保険料率は上がっていくということが考えられます。毎年上がると考えられますけれども、先ほど出た人口動態等も含めまして、先ほどお話がありました 10 年後の 2025 年については、高齢者がふえるということになると、国民健康保険は 74 歳までが対象という形になります。75 歳以上は後期高齢者医療という形になってくるので、そこでがっと下がる可能性もちょっと見えてきます。予測ではありますけれども。そうなった場合に、あまり短い期間で上げるというのはどうなのかなという部分を考えますと、10 年、15 年、20 年という提案をさせていただいたところでございます。

日向委員 高齢化で 75 歳以上の方が抜けていくという後期高齢、でもそれと同時に、お金を払ってもらえる現役世代も大きく減少していくことだと思うのですけれども、そ

ういうので考えれば、将来下がるのではないかという見通しもいかがなものなのでしょうか。

事務局 濟みません、下がると言ったのは不確定なので、取り消しをさせていただきます。ちょっとどうなるかわからないというのが実際の話でございます。

会長 この辺は難しいところで、人口動向やそれから東京都から示すものとあるのでしょうかけれども。この資料に関して何かほかにご質問はございますでしょうか。今回の資料は、国分寺市の提案した資料でございますので、他市を知りたいと思いますけれども、それは後日また事務局で用意していただきますので、まず 20 年、15 年、10 年の赤字解消の改定でご審議いただきたいと思います。またはご意見をお願いします。

藤巻委員 ちょっとわかりにくいで聞きたいのですけれども、赤字というのは今の保険料だと、単年度で市のほうから一般会計から入れなければいけないという意味の赤字でしょうか。これまでの赤字というのは、1 回解消したということではないですか。

事務局 累積赤字、単年度赤字については解消しております。前にも説明しておりますけれども、赤字の定義というのが国や都から示されまして、一般会計から繰り入れしている分は全て赤字とみなすということになっております。ですから今、国保特別会計上に赤字があるかというと赤字はないのです。赤字はないのですが、一般会計のほうから特別会計に繰り入れなければならぬ、大体 10 億とかそれぐらいを今、年間で入れているような格好になるのですけれども、国や都の考え方ではそれが赤字としてみなされるということございます。ですからそこについては、赤字を解消するイコール一般会計からの繰り入れをなくすと考えていただければわかりやすいかなと思います。

藤巻委員 そうすると、その時点では累積赤字はあるわけですよね。10 年後でとんとんにもっていく、一般会計から繰り入れないということになったところで解消したという表現であれば、それまで一般会計から繰り入れていた分の累積赤字というのは、どういう扱いになるのですか。

事務局 一般会計からの繰り入れの部分については、累積赤字というのは特別会計の中で積もってしまった部分が累積赤字と見られまして、一般会計から単年度で特別会計に繰り出している部分については、そこは累積とは見られない、単年度赤字という考え方になると思います。

藤巻委員 そうすると、解消というのは全く解消ということで考えられるわけですか。赤字はなくなったと。一般会計から翌年はこの金額、最後の金額であれば、一般会計から繰り入れる必要はないということですね。極端なことを言えば、今、一番最後の年度の金額を出せば、一般会計から繰り入れる必要はないということですね、1 年間。最終的な 20 年でも 6 年でも 10 年でも、一番最後の金額がありますよね、その金額でもし払うのであれば、一般会計のあれはないということですね、解釈の仕方としては。

事務局 今現在の標準保険料率にすぐさま持っていったらというお話をだと思うのですけれども、その場合は赤字とみなされる一般会計からの繰入金はなくなるだろうという推測の

もとに出された標準保険料率になります。

藤巻委員 そういう意味の赤字ということですね、わかりました。ちょっと赤字解消ということは、一般会計からの繰り入れをなくすということですね。

事務局 そうですね、実際に今、一般会計からの国保会計に繰り入れている分の中には、赤字補填分がございますので、その分をなくしていくというのが赤字解消という形に定義されています。

藤巻委員 累積に関しては、そういう言い方をしないと。でも、今まで一般会計から繰り入れていた幾ら幾らというのがたまっていたというのは、累積で取っていたのではないですか。

事務局 今までの累積赤字の考え方というのは、特別会計の中の歳入歳出の中で、歳出が超過した分が積み上がっていったお話になります。今現在の国保会計においては、歳入歳出の差においての赤字というのは生じていません。それだけ一般会計からどんどん繰入金を入れていますので。そういう意味でいうと、国保会計上赤字はないという形になるのですけれども、一般会計からの繰り入れ 자체が赤字だとみなされているので、その部分が赤字となります。

谷田委員 それでは、10年か15年か20年か、一般会計の繰入額が10年で解消した場合よりも20年のほうが当然多いと思うのですけれども、どれぐらい多くなるのかという試算は出せるのでしょうか。次回でも別に構いませんし、逆にいうと現状の人数のままだったらこれぐらい、人口動態も含めて予測するところぐらいという、より近い正確なほうがありますけれども。

事務局 10年の場合、15年の場合、20年の場合で、それぞれの累積の赤字繰り入れの分が幾らになるかということですか。

谷田委員 早いほうが赤字が少なくていいのだろうけれども、でも利用者にとっては負担が大きい、では、そのバランスがどうなるためには赤字はどれぐらいなのかと。

事務局 次回、資料を提出させていただきます。

会長 短期間で解消できればそれはいいですよね。ただ、そのことは、個人負担が増えていく。その辺が難しい。その辺は難しいですけれども、皆さんのご意見は次回の資料につながってくると思いますけれども、またご質問がありましたら、ご意見を頂戴したいと思うので、よろしくお願ひします。

知念委員 後期高齢者分の標準課税というのは、何年に一度見直されるのでしょうか。見直さないのでですか、ずっとこのままなのでですか。

後期高齢者というのはすごくふえるから金額もふえるかと思うのですけれども。

事務局 後期高齢者保険料の関係でよろしいですか。今、皆様にご審議いただいているのは、75歳までの国保加入者でございますけれども、75歳以上の後期高齢者制度というのは、東京都広域連合というところが、一部事務組合ですけれども、そこがやっております。後期高齢者保険料については、2年に一度見直すことになっておりまして、ことし見直しが

されております。ですから75歳以上の方については、2年後にまた見直しがされるという形になりますけれども、先ほどご説明した介護というのは、国保の加入者の方もいらっしゃいますので、同じ時期にすると負担が大きくなるという形になりますけれども、後期と国保は加入者が違いますので、国保と後期の保険料が上がる時期がダブっていたとしても、そこは問題にならないということでございます。

知念委員 勘違いかもしれないのですけれども、後期高齢者の財源というのは、保険組合がみんなで拠出するのではないですか。そうすると国民健康保険組合も拠出しなければいけないのではないかですか。それから5年後になると75歳以上が爆発的にふえますからすごく費用が必要になると思うので、国民健康保険組合からも相当額を拠出しなければいけないのではないかと思うのですけれども、相当額の拠出するお金は国保税で賄わないですか。

事務局 後期高齢者医療につきましては、公費が半分と保険料が半分という形になっていますので、公費につきましては、国と市が出すような形になっております。それで先ほどご説明した後期高齢者医療広域連合というのがあります、ここは一部事務組合になっております。ここについては、いろいろなところの市から集めたお金を財源としていろいろなものに振り分けたりなんかしているのですけれども、東京都とは違いまして後期高齢者医療については、自分のところで基金等を積んでいるところもあります。その金額自体は毎年変動するのですけれども、例えば今年保険料が改定されましたけれども、高齢者ということで保険料をなるべく抑えたいということがありまして、余剰基金をそちらのほうに入れているということがあります。ただ先ほどご説明があったように、2025年に団塊世代が75歳以上になった場合については、ちょっとまだ先なのでわかりませんけれども、現在はそういう一部事務組合の中で基金運営をしているというような状況になっています。後期高齢者医療については、先ほどご説明したように各市のほうで拠出もしておりますので、知念委員がご質問を持たれている支出が多くなるのではないかというの、今後はあり得る話だと考えております。

知念委員 そうすると、国保税はさらに上がる可能性があると。必ず上がりますよね、当然ですけれども。このままではいかないと。だからこれにプラスアルファで考えていかなければいけないということですね。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。事務局としても先ほど係長のほうでご説明申し上げましたように、現在の標準保険料率で計算させていただいております。その将来見込みについては、今のような人口動態であるとか、所得であるとか、例えば今後高度医療が出了場合に医療費ががっと跳ね上がるとか、いろいろな要素があると思うのですけれども、そこについては全然わからない部分があるので、そのわからない部分を推定で入れるということは大変危険でございますので、現在のわかる部分でしか計算を出していないということでございます。

知念委員 それを加味しないと、これが最低でこれより下がることは絶対あり得ないです

よね。年齢、人口だけでも。だから安全係数みたいのがなければ議論できないと思います。例えばこれから多分こういうふうに上がっていくのだから掛ける 1.5 とか、10 年後のままいくはずがないとわかっているのでしたら、何か我々も理解できるように、多分これぐらい上がっていってしまうから、もうちょっと厳しく見ましょうというような提案はできないのですか。

事務局 都道府県化になっていますので、その辺の例えば人口動向であるとか、所得であるとか、そういうものが見通せる資料があるかどうか、東京都のほうにも確認をして、そういうものがあればそれに基づき資料はおつくりしたいと考えます。ただ今のものが例えば 10 年後にご議論いただいたときに、それが正しいものかどうかなどというのは、あくまでも予測の範囲を超えない形にはなってくるということはご理解いただきたいと思います。

山本委員 今の話に関連するのですけれども、東京都はどういうふうに考えているのですか。今、我々が考えている将来性のことについて、東京都こそがそこを真剣に考えてもらってやらなければならないだろうと思うのですよ。その標準保険料率については東京都から指示が来ているわけですから、その論拠としては、そういう将来的なことを一切考えないで現状だけで情報をもし出したとしたら、それこそ東京都のほうに意見をこちらから述べてもいいのではないかという気がします。それと現状でそれで考えていけば、絶対にどんどんこの数値より上がっていくことは目に見えているわけですよ。そうすると、その分被保険者のほうが保険税を払うことにその都度値上げして納得していただいても、20 年とか 15 年とかで解消できないということは明確じゃないですか。またこれ以上に上がっていくと。そういうことまで考えると、やはり東京都の問題だらうと私は感じましたね。

事務局 山本委員のご指摘はごもっともだと思います。先ほどの知念委員の質問でご説明申し上げましたように、東京都のほうでどれぐらいの資料があるのかというのに基づきまして、それを根拠に算出させていただきたいと思います。ただ人口動態ぐらいはわかると思いますし、被保険者数もわかると思いますけれども、所得の範囲になると、多分そこまでつかめていないのかなと思いますので、わかる範囲で東京都のほうから資料を確認させていただいて、次回出したいと思います。

会長 ほかにござりますか。都から資料を出していただきて、また議論していくと思うのですけれども、今の段階では今日の資料を前提で参考にさせていただきたいと思います。

ほかにご意見はございますか。なければ今までのご質問ですけれども、事務局で検討いただきまして次回の説明になると思います。

では事務局、この辺で皆さんのご意見はよろしいですか。

山本委員 市のほうでつくっていただいたモデルが、20 年で解消、15 年、10 年で解消する数値をつくっていただいたのですけれども、この 3 つで議論しろというお話なのですね。もしそういうニュアンスでしたら、ここに關してもうちょっと詳しい説明をいただきたいなと思っております。

事務局 先ほどもありましたけれども、6年以降、10年、12年、13年、それからそれ以後の部分のデータもつくってほしいというご意見もございました。あくまでも今回は最初ということで、10年、15年、20年というスタンスを区切っております。こういう形にさせていただいているけれども、今、山本委員からご指摘があったように、例えば15年以降、1年刻みでつくってほしいであるとか、そういう部分があればご要望いただければと思います。

知念委員 厚労省で医療費の将来予測というのは出でていないのですか。もし医療費の将来予測が出でているのだったら、そこをこっちの資料1に反映することは可能でしょうか。2つお願ひできたら。

事務局 ちょっと調べてみないと何とも申し上げられませんので、調べさせていただきたいと思います。

会長 山本委員のほうからですけれども、もう少し資料、ケース・バイ・ケースの報告をしてほしいということですから、事務局、その検討をお願いします。

ほかにご意見はございますか。なければ事務局のほうにお願いします。

事務局 いろいろご意見をいただきましてありがとうございました。次回資料をそろえてお話をさせていただきたいと思いますけれども、1点、税金本体にかかる部分なのでちょっとご提案というか、こういう情報もあるということをお伝えしておきます。

26市の中で3市程度ですけれども、前回、副会長のほうから2割、5割、7割の軽減以外にはないの、もっとその幅を広げられないのというご質問をいただきました。そこについては法定で下げているものですので、2割、5割、7割以上を下げるということはできないのですけれども、26市の中で3市ほど多子世帯軽減というのをやっていまして、子どもが3人以上いる場合については、国保税を軽減するというようなことがあります。こういうことがあるので、次回こちらのほうでも資料をそろえてその部分をお出ししたいと思うのですけれども、どういうものが必要なのかというのもちょっとこちらではつかみ切れていないので、委員さんの中で、軽減する場合、2割、5割、7割の法定軽減以外で市の独自軽減という扱いになりますけれども、そうなった場合に、どんなものがいるかというのをご教示いただければと思います。

会長 事務局からの説明ですけれども、軽減の例がありました。次回に出すということになりますか。

事務局 基本的には、多子減免対象になるのが18歳以下で、2人とか3人とか市によって違うのですけれども、18歳以下の赤ちゃんが2人とか3人とかいるような場合、どれぐらい軽減するかというのは、その法定軽減、先ほど申し上げました2割、5割、7割というのがありますけれども、それよりも多い場合はその差額分を減免したりとかするのですね。あとは所得制限を設けるところもあります。ですからこちらのほうでも資料をおつくりしてお出しして、ご提案をさせていただきたいのですけれども、どんなものがいるかというのを抽出しなければならないのですね。例えばほかの市がやっているように18歳以下で3

人以上子どもがいるとか、そういう部分はちょっとご教授いただいたほうが、こちらも資料がつくりやすいかなと考えておりますので、ご意見があればいただければと思います。

若林委員 話の筋からそれるかもしれないのですけれども、3市って今ここでは公にできないのですか。あまり言ってはまずいデータなのですか。

事務局 3市については確認を取らせていただいて、次回に何々市というのがオープンにしていいということであれば、オープンにしたいと思います。今日はちょっと確認が取れていないので、市の名前は伏せさせていただきたいと考えております。

会長 いろいろご意見をいただきましたけれども、基本的に方向性として被保険者の負担を考えまして、都から示された標準保険料率に向けて20年。どうでしょうか、20年スパンというのは。

日向委員 この資料だけでは正直、みんな仮定の上で何かを決めようとしか思えないのですが、もう少し何か不変のものになるような指標というのはないのでしょうか。しかもどの標準税額とかそういうのも全部2年か3年で見直していくと。ということは、10年後、20年後の話というのも、3年後にはパーになるかもしれないわけですよね。その中で何を基準に決めていけばいいのかというのは、話を聞いていれば聞いているほどよくわからなくなってきたのです。何かいい資料はないのでしょうか。

新藤委員 ただいまの質問について関連しての確認なのですけれども、結局毎年こういう我々みたいな協議会があるわけで、例えば今は将来の正確なデータがわからないから、今わかる限りのものでとりあえず計画をつくると。だけれども協議会は毎年やって3年に一遍たったときに、例えば20年解消のプランでやることになっていたとして、34年度のときにこの金額になると言っていた話が、先ほどから話が出ているその率になってみたら標準保険料率が今の6.89より上がっていって、なおかつ先ほど来話がある人口要因であるとか、たまたま医療費がすごく膨らんでしまったとか何とかで、どうしても足りなくなってしまって、要するに20年計画だとか15年計画でつくっても、結局3年に一遍くらいに必要があれば見直していくということですね。見直して補修してそれで実態に合わせるというか、それしかないということですね。なので我々は今わかる限りでのデータで率を決定すればそれでいいのではないかということになると思います。

会長 ありがとうございました。今のご意見ですけれども、保険料の改定は3年に一度見直しということで、その都度見直していくというご意見ですね。ほかにご意見はございませんか。

この辺で皆さんからご意見をいただきました。20年、10年、15年のケースですけれども、それだけでは資料がちょっと不足しているのではないか。データがですね。比較するのはいかがなものかというのがありました。また、保険料は3年に一度その都度改定ということで新藤委員からありました。20年というのはどうでしょうかね、これは。

今、事務局とお話をさせてもらったのですけれども、今日皆さんからご意見をいただいて、先にこういう結論ではなくてご意見をいただいた分、また次回ということで資料をお見せ

いただければと思います。またそのときにご審議ということでおろしいでしょうか。ありがとうございました。

では、事務局、お願ひします。

事務局 それでは、次回の日程ということでお話をさせていただきます。以前ご説明したとおりで、6月の開催はないという形になります。次の第3回目は7月26日木曜日、第4回目は8月23日木曜日ということで、日程の予定をさせていただいております。会場は未定ということですので、ご案内のほうは後日郵送でお知らせをさせていただきたいと思っております。現段階で第3回目の7月26日、第4回目の8月23日ですけれども、ご都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

会長 今、事務局のほうから6月は会議はなしということでございますので、7月26日と8月23日木曜日でございますけれども、ご都合の悪い方は言っていただければありがたいのですけれども。

知念委員 7月26日は多摩立川保健所の会議があると思うのですけれども、だから市の行政のほうも出られない方がいらっしゃるのではないかですか。

事務局 出られなければ代理ということでいいですか、やらせていただいて。

会長 ちょうど日程が同じ日ですけれども。では、次回は7月26日、そして8月23日にありますので、よろしくお願ひいたします。

本日はこれにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

一一了一一

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

内藤 孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

藤巻 正樹

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

谷田 徹成

